

## 自動車環境総合改善対策費補助金（中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業）交付規程

### （適用）

第1条 この交付規程は、国土交通大臣（以下「大臣」という。）が定める自動車環境総合改善対策費補助金（中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業）交付要綱（令和3年2月2日付け国自貨第104号。以下「要綱」という。）第18条に基づき、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図るものである。

2 全ト協が行う当該補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びに要綱に定めるところによるほか、この交付規程の定めるところによる。

### （目的）

第2条 この補助金は、テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用2段積みデッキの導入事業に対して必要な経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を行うことにより、中小貨物自動車運送事業の経営の構造的な改善を図ることを目的とする。

### （用語の定義）

第3条 この交付規程において使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語によるものとする。

### （交付の対象、補助率及び補助金の上限額）

第4条 全ト協は、この補助金の目的を達成するため、国の補助金の交付を得て、全ト協が指定した以下の各号のいずれかに該当する機器（以下「補助対象機器」という。）の導入に必要な経費の一部を国の予算の範囲内において交付する。

- (1) テールゲートリフター
- (2) トラック搭載型クレーン
- (3) トラック搭載用2段積みデッキ

2 前項に定める補助対象機器の指定は、補助対象機器製造事業者等からの申請に基づき、全ト協が行うものとする。なお、補助対象機器指定の手続き等に関する必要な事項は、全ト協が別に定めるものとする。

3 補助率、補助金の上限額及び補助対象経費は別表1のとおりとする。

### （補助事業の募集期間等）

第5条 補助金の交付の申請を募集する期間等については、全ト協が別に定めるものとする。

### (申請者の資格等)

第6条 申請者は、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するものであって、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)
  - ア 一般貨物自動車運送事業者であって、補助金の交付申請時において貨物自動車運送事業の用に供する自動車(以下「事業用自動車」という。)の保有車両が5両以上の者
  - イ 特定貨物自動車運送事業者であって、補助金の交付申請時において事業用自動車の保有車両が5両以上の者
  - ウ 第二種貨物利用運送事業者であって、補助金の交付申請時において事業用自動車の保有車両が5両以上の者
- (2) 前号に該当する者に、第4条第1項第1号又は第2号に掲げる補助対象機器が新規装着された事業用自動車を貸し渡す自動車リース事業者

### (交付申請)

第7条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に別表2に定める書類及び全ト協が別に定める書類を添付して、第5条の規定に定める期間に提出しなければならない。

2 前項の者が、令和2年12月15日から申請日までの間に補助対象機器を導入した場合にあっては、前項の規定にかかわらず、様式第2による補助金交付申請書兼実績報告書に別表2に定める書類及び全ト協が別に定める書類を添付して、第5条の規定に定める期間に提出しなければならない。

3 申請者は、前2項の規定による交付申請を行う場合は、以下の各号の全てに該当するものでなければならない。

(1) 別表3の申請要件を満たすこと。

(2) 補助対象機器の導入に関する他の国庫補助金を受けていないこと。

4 申請者は、第1項又は第2項の申請に際して、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

### (交付の決定及び通知等)

第8条 全ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表4の数を上限として交付の決定を行い、様式第3による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 全ト協は、前条第2項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表4の数を上限として交付の決定及び補助金の額の確定を行い、様式第4による補助金交付決定通知書兼額の確定通知書により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により交付決定及び額の確定の通知を受けた申請者に関しては、第10条から第12条まで及び第13条第1項の規定は適用しないものとする。

4 全ト協は、第1項及び第2項により交付決定を行う場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うものとする。さらに全ト協は、交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

### (交付申請の取下げ)

第9条 前条第1項又は第2項の規定による通知を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、当該通知に係る補助金の交付の決定又は補助金の額の確定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に様式第5による補助金交付申請取下書を全ト協に提出しなければならない。

### (事業の中止又は廃止の承認申請)

第10条 補助対象事業者は、事情の変更により補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ全ト協の承認を受けなければならない。

2 補助対象事業者は、前項による承認を受けようとするときは、様式第6による補助対象事業中止（廃止）承認申請書を全ト協へ提出するものとする。

### (事故報告)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに様式第7による事故報告書を全ト協に提出しなければならない。

### (実績報告)

第12条 補助対象事業者は、全ト協が定める日までに様式第8による補助対象事業実績報告書を全ト協に提出しなければならない。

### (補助金の額の確定通知)

- 第13条 全ト協は、前条の規定による補助対象事業実績報告書の提出があったときは、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9による補助金の額の確定通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。
- 2 全ト協は、審査の結果、補助金を交付すべきでないものと認めるときは、速やかに様式第10による補助金不交付通知書により申請者に通知するものとする。

### (補助金の請求及び支払い)

- 第14条 補助対象事業者は、全ト協から補助金の支払いを受けようとするときは、速やかに様式第11による補助金請求書を全ト協へ提出しなければならない。
- 2 全ト協は前項の請求書の提出を受けて、速やかに補助金を交付するものとする。

### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書を速やかに全ト協へ提出しなければならない。
- 2 全ト協は、前項の報告書の提出があった場合には、期限を付して補助対象事業者へ当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該返還の命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を全ト協へ請求することができるものとし、その場合には補助対象事業者は延滞金を全ト協へ納付しなければならない。

### (交付決定の取消し等)

- 第16条 全ト協は、以下の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第8条第1項又は第2項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- (1) 補助対象事業者が、適正化法、施行令、その他の法令、要綱若しくは本交付規程の規定又は全ト協の指示に違反したとき
- (2) 補助対象事業者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助対象事業者が補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- 2 全ト協は前項の規定による補助金の交付決定の取消し又は変更をしたときは、様式第13による補助金交付決定取消通知書により、速やかに補助対象事業者へ通知するものとする。
- 3 全ト協は第1項の規定による補助金の交付決定の取消しをした場合において、その当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第14による

補助金返還命令書により、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- 4 全ト協は、前項の返還を命じる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 5 前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。
- 6 補助対象事業者は、第3項の補助金の返還の命令を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

#### （取得財産の処分の制限）

第17条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助対象事業者は、大臣が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、財務大臣と協議の上定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、大臣及び全ト協の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書を全ト協に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 全ト協は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を全ト協に納付させることとする。

#### （補助対象事業の計画変更の申請）

第18条 補助対象事業者は、交付決定の通知を受けてから財産処分制限期間を経過するまでの間に、会社名、住所などを変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ様式第16による事業計画変更承認申請書を全ト協に提出しなければならない。

#### （全ト協による調査）

第19条 全ト協は、補助対象事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助対象事業者に対して所要の調査等を行うことができる。

- 2 補助対象事業者は、全ト協が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

**(帳簿の保存義務)**

第20条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する申請書類及びその収支を明らかにした帳簿を備えるとともに、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

**(附則) (令和3年2月10日)**

この交付規程は、国土交通大臣の承認を受けた日(令和3年2月10日)から適用する。

(別表1) 補助率、補助金の上限額及び補助対象経費

種 類	補助率	補助金の上限額	補助対象経費
テールゲートリフター	通常価格(注1)の1/6	1台あたり 20万円	テールゲートリフター導入費 (注2、注3) (消費税及び地方消費税を除く)
トラック搭載型クレーン	通常価格(注1)の1/6	1台あたり 70万円	トラック搭載型クレーン導入費 (注2、注3) (消費税及び地方消費税を除く)
トラック搭載用2段積みデッキ	通常価格(注1)の1/6	1台あたり 18万円	トラック搭載用2段積みデッキ導入費 (注4、注5) (消費税及び地方消費税を除く)

注1. 通常価格は下表のとおりとする。

テールゲートリフター	トラック搭載型クレーン(注6)	トラック搭載用2段積みデッキ
一. アーム式 60万円	一. 大型 420万円	36万円
二. 垂直式 60万円	二. 中型 360万円	
三. 後部格納式 120万円	三. 小型 300万円	
四. 床下格納式 120万円		

注2. テールゲートリフター、トラック搭載型クレーンは、補助対象事業者が保有する事業用自動車へ装着したものに限る。

注3. テールゲートリフター導入費及びトラック搭載型クレーン導入費は、当該機器の導入に要した費用のうち未使用品の機器を機器未装着の事業用自動車に新たに装着した費用を対象とする。したがって、中古品の導入費用あるいは機器装着済み車両における機器の付け替え費用は対象外とする。

注4. トラック搭載用2段積みデッキは、補助対象事業者が保有する事業用自動車に搭載するために導入したものに限る。

注5. トラック搭載用2段積みデッキ導入費は、未使用品の機器導入費用を対象とする。したがって、中古品による導入費用は対象外とする。また、リース・レンタルによる導入は対象外とする。

注6. トラック搭載型クレーンの区分は、別に定める一覧のとおり。

(別表2) 申請に必要な書類

種 類	必 要 書 類 (注1、注2)
テールゲート リフター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助対象事業に係る見積書及び請求書の写し</li> <li>2. 補助対象事業に係る支払いを証する書類 (領収証の写し)</li> <li>3. 導入した機器装着車両の自動車検査証の写し</li> <li>4. 機器の装着状態を示す書類 (写真等)</li> <li>5. 自動車賃貸契約書 (転リースの場合は中間会社の契約書も含む) の写し (自動車リース事業者に限る)</li> </ol>
トラック搭載型 クレーン	<ol style="list-style-type: none"> <li>6. 補助金請求書</li> <li>7. 貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書((第1号様式)資本金及び従業員数の記載された書類)の写し。(運輸支局等の受付日が確認できるもの)</li> </ol>
トラック搭載用 2段積みデッキ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助対象事業に係る見積書及び請求書の写し</li> <li>2. 補助対象事業に係る支払いを証する書類 (領収証の写し)</li> <li>3. 導入した機器の納品書の写し又は販売証明書</li> <li>4. 導入した機器を搭載する車両の自動車検査証の写し</li> <li>5. 機器の搭載状態を示す書類 (写真等)</li> <li>6. 補助金請求書</li> <li>7. 貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書((第1号様式)資本金及び従業員数の記載された書類)の写し。(運輸支局等の受付日が確認できるもの)</li> </ol>

注1. 申請時に提出された書類の事後補正 (不交付になることを理由として別の書類に差し替えること等) は一切認められない。

注2. 申請時に添付できない書類は後日、定められた期限までに提出すること。



(別表3) 補助金の申請要件

種 類	申 請 要 件
テールゲート リフター	1. 全ト協が定める機器を導入していること。 2. 導入日が令和2年12月15日から令和3年3月31日まで であること。(注1) 3. 未使用の機器であること。(注2)
トラック搭載型 クレーン	4. 機器未装着の車両に新たに機器を装着していること。(注3) 5. 令和3年3月31日までに支払いが完了していること。(注4) 6. 事業用自動車に装着していること。 7. 装着した車両が構造等変更検査を受けていること。(後付装 着した場合に限る)
トラック搭載用 2段積みデッキ	1. 全ト協が定める機器を導入していること。 2. 導入日が令和2年12月15日から令和3年3月31日まで であること。(注1) 3. 未使用の機器であること。(注2) 4. 令和3年3月31日までに支払いが完了していること。(注4) 5. 事業用自動車に搭載するものであること。

注1. 対象期間内に補助対象機器を導入した場合であっても、予算枠を超過し交付決定が受けられなかった場合は、補助を受けることができない。

注2. 中古品の機器は対象外とする。

注3. すでに機器装着済みの車両に未使用の機器を付け替えたものは対象外とする。

注4. 手形や割賦による支払いの場合であっても期日までに全ての支払が完了しなければ補助を受けることができない。また、車両の導入と同時に機器を導入している場合は、機器代金の支払のほか車両代金の支払も完了しなければ補助を受けることができない。

(別表4) 補助上限数

種 類	上 限 数
テールゲート リフター	<p>1事業者につき1台(注1)</p> <p>(全ト協が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業による認定を受けている事業者にあつては2台)</p> <p>(申請者が自動車リース事業者の場合は、貸し渡す事業者において上記台数) (注2)</p>
トラック搭載型 クレーン	
トラック搭載用 2段積みデッキ	

注1. トラック搭載用2段積みデッキにおいては、車両1台分を上限とする。また、トラック搭載用2段積みデッキの上限基数は、車両1台につき最大3基までとする。搭載可能な数の確認は、申請書類として提出する搭載写真により確認を行う。

注2. テールゲートリフター及びトラック搭載型クレーンに限り、申請者が異なる場合(自社所有車両とリース車両で申請する場合)であっても、一の事業者において当該上限台数を超える車両に対し補助を受けることはできない。(トラック搭載用2段積みデッキは除く)



(様式第1)

番 号  
年 月 日

公益社団法人 全日本トラック協会  
会 長 坂 本 克 己 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名  
法人番号(数字13桁)  
(貸渡先 )

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金 交付申請書  
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)

下記により令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付を受けたいので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請及び報告いたします。

記

1. 導入する機器 別紙のとおり

(申請するものに○をする)

	テールゲートリフター	(第1号事業)
	トラック搭載型クレーン	(第2号事業)
	トラック搭載用2段積みデッキ	(第3号事業)

2. 補助金交付申請額

金 円

3. 経営する事業 (営む業態に○をする)

	一般貨物自動車運送事業		特定貨物自動車運送事業
	第二種貨物利用運送事業		自動車リース事業(1号及び2号事業に限る)

(注) 自動車リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

4. 保有車両 (3.が自動車リース事業の場合、機器を装着した車両を貸し渡す者の保有車両を記入すること)

台

5. 添付書類 交付規程別表2に記載のある書類

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号)		

(注) 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに連絡すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。

	全ト協受付印

全ト協			
担当印	担当印	担当印	担当印



(様式第1の1)

別紙

導入テールゲートリフター (第1号事業)

		様式第1 申請時使用欄	様式第8 申請時使用欄 〔様式第1申請時と変わらない項目は〕 空欄とすること	
導入テールゲート	種類 ※該当する□欄に☑を付すこと。	<input type="checkbox"/> アーム式・ <input type="checkbox"/> 垂直式 <input type="checkbox"/> 後部格納式・ <input type="checkbox"/> 床下格納式	<input type="checkbox"/> アーム式・ <input type="checkbox"/> 垂直式 <input type="checkbox"/> 後部格納式・ <input type="checkbox"/> 床下格納式	
	製造会社名			
	型番			
	製造番号	X		
	装着年月日 (後付装着の場合のみ記入)	[令和3年3月31日まで厳守]	令和 年 月 日	
装着車両	自動車登録番号 ※申請時現在の番号を記入すること。	X		
	車台番号	X		
	初度登録年月日	[令和3年3月31日まで厳守]	年 月 日	
	リース車両の場合	使用者の氏名 又は名称		X
		使用者の住所		
使用者の法人番号 (13桁)				
転リース契約 ※該当する□欄に☑を付すこと		<input type="checkbox"/> 該当する・ <input type="checkbox"/> 該当しない 転リース事業者名 ( )		
補助金交付申請額 ※該当する□欄に☑を付すこと。	<input type="checkbox"/> 100,000円 ・ <input type="checkbox"/> 200,000円	X		
複数台申請の場合の 順位付け ※補助金交付申請額の高いもの から1台目、2台目とすること。 (2台申請できるのはGマーク 事業者に限る)	<input type="checkbox"/> 申請順位1台目 <input type="checkbox"/> 申請順位2台目	X		

(注) 1. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに☑を付すこと。

<input type="checkbox"/> 月額リース料率を低減 ・ <input type="checkbox"/> 借受人に現金で還付
--



(様式第1の2)

別紙

導入トラック搭載型クレーン (第2号事業)

		様式第1 申請時使用欄	様式第8 申請時使用欄 〔様式第1申請時と変わらない項目は 空欄とすること〕	
導入クレーン	種類 ※該当する□欄に☑を付すこと。	<input type="checkbox"/> 大型 ・ <input type="checkbox"/> 中型 ・ <input type="checkbox"/> 小型	<input type="checkbox"/> 大型 ・ <input type="checkbox"/> 中型 ・ <input type="checkbox"/> 小型	
	製造会社名			
	型番			
	製造番号	X		
	装着年月日 (後付装着の場合のみ記入)	[令和3年3月31日まで厳守]	令和 年 月 日	
装着車両	自動車登録番号 ※申請時現在の番号を記入すること。	X		
	車台番号	X		
	初度登録年月日	[令和3年3月31日まで厳守]	年 月 日	
	リース車両の場合	使用者の氏名 又は名称		X
		使用者の住所		
		使用者の法人番号 (13桁)		
		転リース契約 ※該当する□欄に☑を付すこと	<input type="checkbox"/> 該当する・ <input type="checkbox"/> 該当しない 転リース事業者名 ( )	
補助金交付申請額 ※該当する□欄に☑を付すこと。	<input type="checkbox"/> 700,000円 <input type="checkbox"/> 600,000円 <input type="checkbox"/> 500,000円	X		
複数台申請の場合の 順位付け ※補助金交付申請額の高いもの から1台目、2台目とすること。 (2台申請できるのはGマーク 事業者に限る)	<input type="checkbox"/> 申請順位1台目 <input type="checkbox"/> 申請順位2台目	X		

(注) 1. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに☑を付すこと。

<input type="checkbox"/> 月額リース料率を低減 ・ <input type="checkbox"/> 借受人に現金で還付
--



(様式第1の3)

別紙

導入トラック搭載用2段積みデッキ (第3号事業)

		様式第1 申請時使用欄	様式第8 申請時使用欄 〔様式第1申請時と変わらない項目は〕 〔空欄とすること〕
導入2段積みデッキ	製造会社名		
	商品名		
	導入年月日	〔令和3年3月31日まで厳守〕	令和 年 月 日
	導入基数	(最大3基まで) ① 基	(最大3基まで) ② 基
デッキ搭載車両	自動車登録番号 ※申請時現在の番号を記入すること。	X	
	車台番号		
	初度登録年月日		年 月 日
補助金交付申請額 ※該当する口欄に☑を付すこと。		〔①導入基数×60,000円〕 最高180,000円 円	〔②導入基数×60,000円〕 最高180,000円 円



(様式第2)

番 号  
年 月 日

公益社団法人 全日本トラック協会  
会 長 坂 本 克 己 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名  
法人番号(数字13桁)  
(貸渡先 )

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金 交付申請書兼実績報告書  
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)

下記により令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付を受けたいので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請及び報告いたします。

記

1. 導入した機器 別紙のとおり

(申請する事業に○をする)

	テールゲートリフター	(第1号事業)
	トラック搭載型クレーン	(第2号事業)
	トラック搭載用2段積みデッキ	(第3号事業)

2. 補助金交付申請額

金 円

3. 経営する事業 (営む業態に○をする)

	一般貨物自動車運送事業		特定貨物自動車運送事業
	第二種貨物利用運送事業		自動車リース事業(1号及び2号事業に限る)

(注) 自動車リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

4. 保有車両 (3.が自動車リース事業の場合、機器を装着した車両を貸し渡す者の保有車両を記入すること)

台

5. 添付書類 交付規程別表2に記載のある書類

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号)		

(注) 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに連絡すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。

	全ト協受付印

全ト協			
担当印	担当印	担当印	担当印



(様式第2の1)

別紙

導入テールゲートリフター (第1号事業)

導入 テール ゲート	種類 ※該当する□欄に☑を付すこと。	<input type="checkbox"/> アーム式 ・ <input type="checkbox"/> 垂直式 <input type="checkbox"/> 後部格納式 ・ <input type="checkbox"/> 床下格納式	
	製造会社名		
	型番		
	製造番号		
	装着年月日 (後付装着の場合のみ記入)	令和 年 月 日	
装着 車両	自動車登録番号 ※申請時現在の番号を記入すること。		
	車台番号		
	初度登録年月日	年 月 日	
	リース 車両の 場合	使用者の氏名又は名称	
		使用者の住所	
		使用者の法人番号 (13桁)	
		転リース契約 ※該当する□欄に☑を付す こと	<input type="checkbox"/> 該当する ・ <input type="checkbox"/> 該当しない 転リース事業者名 ( )
補助金交付申請額 ※該当する□欄に☑を付すこと。	<input type="checkbox"/> 100,000 円 ・ <input type="checkbox"/> 200,000円		
複数台申請の場合の順位付け ※補助金交付申請額の高いものから1台目、 2台目とすること。(2台申請できるのはG マーク事業者に限る)	<input type="checkbox"/> 申請順位 1 台目 <input type="checkbox"/> 申請順位 2 台目		

(注) 1. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに☑を付すこと。

<input type="checkbox"/> 月額リース料率を低減 ・ <input type="checkbox"/> 借受人に現金で還付
--





導入トラック搭載型クレーン (第2号事業)

導入クレーン	種類 ※該当する□欄に☑を付すこと。	<input type="checkbox"/> 大型 ・ <input type="checkbox"/> 中型 ・ <input type="checkbox"/> 小型	
	製造会社名		
	型番		
	製造番号		
	装着年月日 (後付装着の場合のみ記入)	令和 年 月 日	
装着車両	自動車登録番号 ※申請時現在の番号を記入すること。		
	車台番号		
	初度登録年月日	年 月 日	
	リース車両の場合	使用者の氏名又は名称	
		使用者の住所	
		使用者の法人番号 (13桁)	
		転リース契約 ※該当する□欄に☑を付すこと	<input type="checkbox"/> 該当する ・ <input type="checkbox"/> 該当しない 転リース事業者名 ( )
補助金交付申請額 ※該当する□欄に☑を付すこと。	<input type="checkbox"/> 700,000 円 ・ <input type="checkbox"/> 600,000円 ・ <input type="checkbox"/> 500,000円		
複数台申請の場合の順位付け ※補助金交付申請額の高いものから1台目、2台目とすること。(2台申請できるのはGマーク事業者に限る)	<input type="checkbox"/> 申請順位 1 台目 <input type="checkbox"/> 申請順位 2 台目		

(注) 1. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに☑を付すこと。

<input type="checkbox"/> 月額リース料率を低減 ・ <input type="checkbox"/> 借受人に現金で還付
--



(様式第2の3)

別紙

導入トラック搭載用2段積みデッキ (第3号事業)

導入2段積みデッキ	製造会社名	
	商品名	
	導入年月日	令和 年 月 日
	導入基数	(最大3基まで) ① 基
デッキ搭載車両	自動車登録番号 ※申請時現在の番号を記入すること。	
	車台番号	
	初度登録年月日	年 月 日
補助金交付申請額 ※該当する口欄に☑を付すこと。	〔①導入基数×60,000円〕最高180,000円 円	

(様式第3)

番 号  
年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金 交付決定通知書  
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)

令和 年 月 日付け〇〇第〇号で申請のあった令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金交付申請書については、下記のとおり交付することに決定したので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第8条第1項の規定に基づき通知する。

1. 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 金 円

ただし、補助対象事業の内容変更等により対象経費に変動が生じた場合は実績報告書の提出後に交付する確定通知書により金額を変更することがある。

2. 補助対象事業の内容は、標記補助金交付申請書記載のとおりとする。

3. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付要綱(令和3年2月2日付国自貨第104号)及び自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程に従わなければならない。

※本通知書は、補助事業完了後5年間、保存すること。

(様式第4)

番 号  
年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金 交付決定通知書兼額の確定通知書  
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)

令和 年 月 日付け〇〇第〇号で申請のあった令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金交付申請書兼実績報告書については、下記のとおり交付することに決定したので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第8条第2項の規定に基づき通知する。

1. 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 金 円

2. 補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、令和 年 月 日付け〇〇第〇〇号で申請のあった令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金交付申請書兼実績報告書記載のとおりとする。

〔 又は  
2. 補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、別に示すとおりとする。 〕

3. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付要綱(令和3年2月2日付国自貨第104号)及び自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程に従わなければならない。

4. 本通知書は、補助事業完了後5年間、保存すること。



(様式第5)

番 号  
年 月 日

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名  
(貸渡先  
受付番号(数字4桁)  
印 )

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金 交付申請取下書  
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)

令和 年 月 日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定及び額の確定通知のあつた標記補助金の交付申請を下記理由により取り下げたいので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第9条の規定に基づき、提出いたします。

記

交付申請取下理由

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。

(注)自動車リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

全ト協受付印

全ト協			
担当印	担当印	担当印	担当印



(様式第6)

番 号  
年 月 日

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名  
(貸渡先  
受付番号(数字4桁)  
印 )

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金 補助対象事業中止(廃止)承認申請書  
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)

令和 年 月 日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により同事業を中止(廃止)したいので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第10条第2項の規定に基づき、申請いたします。

記

1. 事業を中止(廃止)する理由

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
住 所	(郵便番号 )		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。

(注)自動車リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

	全ト協受付印

全ト協			
担当印	担当印	担当印	担当印



(様式第7)

番 号  
年 月 日

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名  
(貸渡先  
受付番号(数字4桁)  
印 )

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金 事故報告書  
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)

令和 年 月 日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり事故が発生したので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第11条の規定に基づき、報告いたします。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
住 所	(郵便番号 )		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。

(注)自動車リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

	全ト協受付印

全ト協			
担当印	担当印	担当印	担当印



(様式第8)

番 号  
年 月 日

公益社団法人 全日本トラック協会  
会 長 坂 本 克 己 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名  
(貸渡先  
受付番号(数字4桁)  
印 )

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金 補助対象事業実績報告書  
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)

令和 年 月 日付け〇〇第〇号で補助金の交付決定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業を完了したので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第12条の規定に基づき下記の通り報告いたします。

記

1. 導入した機器 別紙のとおり  
(導入したものに〇をする)

	テールゲートリフター	(第1号事業)
	トラック搭載型クレーン	(第2号事業)
	トラック搭載用2段積みデッキ	(第3号事業)

2. 補助金の額

金 円

3. 添付書類 交付規程別表2に定める書類

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号 )		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに連絡すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。

(注)自動車リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

	全ト協受付印

全ト協			
担当印	担当印	担当印	担当印





(様式第8の1)

別紙

導入テールゲートリフター (第1号事業)

		様式第1 申請時使用欄	様式第8 申請時使用欄 〔様式第1申請時と変わらない項目は〕 空欄とすること	
導入テールゲート	種類 ※該当する□欄に☑を付すこと。	<input type="checkbox"/> アーム式・ <input type="checkbox"/> 垂直式 <input type="checkbox"/> 後部格納式・ <input type="checkbox"/> 床下格納式	<input type="checkbox"/> アーム式・ <input type="checkbox"/> 垂直式 <input type="checkbox"/> 後部格納式・ <input type="checkbox"/> 床下格納式	
	製造会社名			
	型番			
	製造番号	X		
	装着年月日 (後付装着の場合のみ記入)	[令和3年3月31日まで厳守]	令和 年 月 日	
装着車両	自動車登録番号 ※申請時現在の番号を記入すること。	X		
	車台番号	X		
	初度登録年月日	[令和3年3月31日まで厳守]	年 月 日	
	リース車両の場合	使用者の氏名 又は名称		X
		使用者の住所		
使用者の法人番号 (13桁)				
転リース契約 ※該当する□欄に☑を付すこと		<input type="checkbox"/> 該当する・ <input type="checkbox"/> 該当しない 転リース事業者名 ( )		
補助金交付申請額 ※該当する□欄に☑を付すこと。	<input type="checkbox"/> 100,000円 ・ <input type="checkbox"/> 200,000円	X		
複数台申請の場合の 順位付け ※補助金交付申請額の高いものから1台目、2台目とすること。 (2台申請できるのはGマーク事業者に限る)	<input type="checkbox"/> 申請順位1台目 <input type="checkbox"/> 申請順位2台目	X		

(注) 1. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに☑を付すこと。

<input type="checkbox"/> 月額リース料率を低減 ・ <input type="checkbox"/> 借受人に現金で還付
--



(様式第8の2)

別紙

導入トラック搭載型クレーン (第2号事業)

		様式第1 申請時使用欄	様式第8 申請時使用欄 〔様式第1申請時と変わらない項目は 空欄とすること〕	
導入クレーン	種類 ※該当する□欄に☑を付すこと。	<input type="checkbox"/> 大型 ・ <input type="checkbox"/> 中型 ・ <input type="checkbox"/> 小型	<input type="checkbox"/> 大型 ・ <input type="checkbox"/> 中型 ・ <input type="checkbox"/> 小型	
	製造会社名			
	型番			
	製造番号	X		
	装着年月日 (後付装着の場合のみ記入)	[令和3年3月31日まで厳守]	令和 年 月 日	
装着車両	自動車登録番号 ※申請時現在の番号を記入すること。	X		
	車台番号	X		
	初度登録年月日	[令和3年3月31日まで厳守]	年 月 日	
	リース車両の場合	使用者の氏名 又は名称		X
		使用者の住所		
使用者の法人番号 (13桁)				
転リース契約 ※該当する□欄に☑を付すこと		<input type="checkbox"/> 該当する・ <input type="checkbox"/> 該当しない 転リース事業者名 ( )		
補助金交付申請額 ※該当する□欄に☑を付すこと。	<input type="checkbox"/> 700,000円 <input type="checkbox"/> 600,000円 <input type="checkbox"/> 500,000円	X		
複数台申請の場合の 順位付け ※補助金交付申請額の高いものから1台目、2台目とすること。 (2台申請できるのはGマーク事業者に限る)	<input type="checkbox"/> 申請順位1台目 <input type="checkbox"/> 申請順位2台目	X		

(注) 1. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに☑を付すこと。

<input type="checkbox"/> 月額リース料率を低減 ・ <input type="checkbox"/> 借受人に現金で還付
--



(様式第8の3)

別紙

導入トラック搭載用2段積みデッキ (第3号事業)

		様式第1 申請時使用欄	様式第8 申請時使用欄 〔様式第1申請時と変わらない項目は〕 〔空欄とすること〕
導入2段積みデッキ	製造会社名		
	商品名		
	導入年月日	〔令和3年3月31日まで厳守〕	令和 年 月 日
	導入基数	(最大3基まで) ① 基	(最大3基まで) ② 基
デッキ搭載車両	自動車登録番号 ※申請時現在の番号を記入すること。	X	
	車台番号		
	初度登録年月日		年 月 日
補助金交付申請額 ※該当する口欄に☑を付すこと。		〔①導入基数×60,000円〕 最高180,000円 円	〔②導入基数×60,000円〕 最高180,000円 円

(様式第9)

番 号  
年 月 日法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 印令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の額の確定通知書  
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)

令和 年 月 日付け〇〇第〇〇号で実績報告のあつた標記補助金交付申請については、下記のとおり交付することに決定したので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第13条第1項の規定に基づき通知する。

1. 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 金 円

2. 補助対象事業の内容は、標記補助金実績報告書記載のとおりとする。

3. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付要綱(令和3年2月2日付国自貨第104号)及び自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程に従わなければならない。

※本通知書は、補助事業完了後5年間、保存すること。

(様式第10)

番 号  
年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金 不交付通知書  
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)

令和 年 月 日付け〇〇第〇〇号で申請のあった令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金交付申請書兼実績報告書については、審査の結果、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき交付しないことに決定したので、通知する。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 不交付の理由
3. 特記事項



(様式第 1 1)

番 号  
年 月 日

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名  
(貸渡先) 印

令和 2 年度自動車環境総合改善対策費補助金 請求書  
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)

令和 年 月 日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定及び額の確定通知のあった標記補助金について、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求いたします。

1. 補助金額	金 円	
2. 受取人 (口座名義人)	住 所	
	氏名又は名称	
	フリガナ	
3. 振込先	金融機関名	
	支 店 名	
4. 預金種別	<input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> 普通預金	
5. 口座番号		

- (注) 1. 自動車リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。  
 2. 口座名義は、申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。  
 3. 上記項目 2～5 については、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。  
 4. 上記項目 4 は、該当する口欄に☑を入れること。

連絡先	(担当者名)	(電 話)	(FAX)
住 所	(郵便番号)		

(注) 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに連絡すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。



(様式第12)

番 号  
年 月 日

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名  
(貸渡先  
受付番号(数字4桁)  
印 )

消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定及び額の確定通知のあつた標記補助金に係る補助対象事業の消費税について、次のとおり報告いたします。

記

- 1. 補助金の額 (交付規程第8条第2項又は第13条第1項の通知による確定額) 円
- 2. 補助金の額のうち消費税相当額 円
- 3. 2のうち仕入控除の対象とならなかった額 円
- 4. 補助金返還相当額 (2の額から3の額を差し引いた額) 円

(注) 別紙として確定申告書等を添付することとする。

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
住 所	(郵便番号 )		

(注) 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。

(注) 自動車リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

	全ト協受付印

全ト協			
担当印	担当印	担当印	担当印

(様式第13)

番 号  
年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金 交付決定取消通知書  
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)

令和 年 月 日付け〇〇第〇号で交付決定及び額の確定をした標記補助事業については、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第16条第2項の規定に基づき、補助金の交付決定を取消す。

記

1. 交付決定を取り消す補助金

2. 交付決定取消理由

(注) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、これに準じて通知する。



(様式第14)

番 号  
年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金 返還命令書  
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)

令和 年 月 日付け令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金請求書に  
基づく支払について、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向け  
テールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第16条第3項の規定に基づき、下記  
のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1. 補助金交付金額
2. 補助金返還金額
3. 補助金返還期日



(様式第15)

番 年 月 日  
号 日

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名  
(貸渡先  
受付番号(数字4桁)  
印 )

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金 財産処分承認申請書  
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を処分したいので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号 )		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。

(注)自動車リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

	全ト協受付印

全ト協			
担当印	担当印	担当印	担当印



(様式第16)

番 号  
年 月 日

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名  
(貸渡先  
受付番号(数字4桁)  
印 )

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金 事業計画変更承認申請書  
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る補助対象事業により取得した財産の事業計画を変更したいので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 計画変更事項及びその内容
2. 計画変更による補助事業に与える影響
3. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額・・・別紙
4. 同上の算出基礎

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号 )		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。

(注)自動車リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

	全ト協受付印

全ト協			
担当印	担当印	担当印	担当印